

カントにおける人間と国家

神 英 樹

Kant's "*Man and Nation*"

Hideki JIN

要 旨

小論はイマヌエル・カントにおける人間と国家についての理論を考察するものである。

Synopsis

The major purpose of this paper is to offer I. Kant's theory on *man and nation*

序

科学・技術の成果が顕著で人間の生存の可能性を高めるかに見える現代においても、尚広く眺めるならば依然として劣悪な生活条件の中に生きることを余儀なくされている人々が多数存在している。あまつさえ人が互に傷つけ合ったり、殺し合ったり、心理的・物理的・社会的に苦痛を与えたり、陥し入れたりすることが起きている。何故に人間は享受した生の素質を互に可能な限り開発し、豊かな生を生きることを計ろうとはしないのであろうか。

カントの著作全体を通して訴えられるものは人間に対する深い愛情である。カントは人間に備わる自然的素質を考察し、そこに無限の可能性と矛盾を指摘する。その愛情は人間がや、もすれば陥り勝ちな矛盾から脱却できるかを説くところに感得できる。

一般には観念論者・理想主義者として語られるカントにおいての現実的発言を探って行こうとするのが小論の意図である。それはまづカントの人間把握から始められる。人間の自然的素質が論じられ、その類比としての国家論に及ぶ。そして国家の望まれる体制と更に他の国家との間の条約について語られ、最後に『永遠の平和のために』世界連邦の現想が訴えられるのである。

1. 人間の自然的素質

カントの人間把握の一端を先づ「人間のうちにある自然的素質の矛盾（das Widersinnische der Naturanlagen）¹⁾」として語られるものによって論述する。

人間のうちにある自然的欲求、言換えれば「自然の目的（Naturzweck）²⁾」は一つには「幸福（Glückseligkeit）³⁾」である。ところでこの「幸福」という概念は「ある種の状態の理念——換言すれば人間が単なる経験的条件のもとで彼の状態をそれに完全に一致させること（しかしこのことは不可能である）を欲するような理念⁴⁾」にはかならない。人間はこの理念を「構想力（Einbildungskraft）や感覚とからみ合った悟性によって、実にさまざまな仕方で構想してみるばかりでなく、その上このような悟性をしばしば変更もするので⁵⁾」、それと自然的欲求の合致は不可能と言わねばならない。「人間のうちに存する自然は、所有や享楽に関してどこかで止まり、みずから足ることを知るようなたぐいのものではない⁶⁾」からである。

人間のうちにある「自然的素質」に特有な矛盾は「彼自身の編み出した災禍（Plagen）に陥し入れる⁷⁾」のである。そして「彼と同じ人類に属する他の人達を、支配の重圧や戦争の残虐によって甚だしい苦境に追込み、こうして自分自身の類のみずから破滅させるために営々としている⁸⁾」ようなものとして語られる。

このようにカントにとっての人間の自然状態は

* 助教授 一般教科

必らずしも平和で幸福な状態ではない。むしろ自然状態にある人間はやゝすれば「獸性 (Tierheit) ⁹⁾」あるいは「獸的傾向性¹⁰⁾」を発揮し、又「愚かさ (Torheit) ¹¹⁾」や「子供じみた虚栄心 (Kindische Eitelkeit) ¹²⁾」, 「子供じみた邪悪さや破壊的性癖 (Bosheit und Zerstörungssucht) ¹³⁾」を発揮すると言われる。あるいはまた「物欲 (Begierde zum Haben) ¹⁴⁾」や「支配欲 (Begierde zum Herrschen) ¹⁵⁾」は止るところを知らない。

否それのみではない。カントによって換言するなら「いっしょに生活している人間のあいだの平和の状態は、自然の状態ではない。自然状態はむしろ戦争の状態である。すなわち、敵対行為がいつも起こっているのではないとはいえ、しかし、たえずその危険におびやかされているのである。¹⁶⁾」

このようにしてよく指摘されるように¹⁷⁾、カントにあってもかのホッブスやルソーと同様に「戦争状態」として把握される。

さて以上のように把握された自然的素質を持つ人間をカントはいかにして処すのであろうか。人間の有している自然的素質のうちの「獸性」をいかにして克服しようとするのか。これに対してまづカントによって言及されるのはその「教育論」である。カントによれば「人間は未開の状態で生まれて来る¹⁸⁾」のであり、従ってまた「人間は教育されねばならない唯一の被造物である。¹⁹⁾」そしてその教育とは「養護 (保育・扶養), 訓練 (訓育), 教授ならびに陶冶を意味する。²⁰⁾」そしてこの「訓練または訓育は、獸性を人間性に変える。²¹⁾」のであり、教育によって人間は理性の行使を啓発されるべき存在であり、「善への素質を発展させなくてはならないところの存在²²⁾」であるとされる。

このようにしてカントによって人間のうちの自然の素質が「善」と「悪」の二大別によって語られる。ところでカントにおいての「善」は結局のところ「普遍的道德」へ向う意志として語られると言えるが、前述の件に関わるものとして次に「道德」と「政治」に論を進めよう。

2. 道德と政治

人間にとって最大の不幸であり悪であるものは殺戮であろう。その殺戮が大規模に為される意味で戦争は国家間であれ、民族間であれ人類にとっては最大の不幸であり悪である。カントにとって人間のあいだの自然状態は平和であるよりもむしろ戦争状態であることは既に触れられた。彼によ

れば「平和状態は作り出されねばならない²³⁾」ものである。そうするならば「平和の状態」を作り出すことに期待されるものは、人間の内面性に対しては「普遍的道德」であろうし、一方外的には「法」と「政治」であろう。次にカントに沿ってこれらの関連について言及しよう。

カントにおいては道德は「われわれがそれにもとづいて行為すべき無条件に命令する法則の総体であるから、すでにそれ自体、客観的な意味での実践である。²⁴⁾」だから「この義務概念に權威を承認したあとでなお、しかしそれをなし得ないと言おうとするのは明らかに不合理なことである。²⁵⁾」「なぜなら、そのような場合には、この義務概念はおのずからその価値を失ってしまうからである (誰も能力以上には義務を負わされない)。²⁶⁾」従って「実務的な法学としての政治と理論的な法学としての道德との間には、いかなる争いもあり得ないことになろう (従って実践と理論の間には、いかなる争いもあり得ないことになろう)²⁷⁾」と言われる。しかし多くの場合そこに不一致が生じるが、それは何故だろうか。カントはこの点鋭く解き明かしている。つまりそこに争いがあるとすると、「道德を普遍的な才知の学 (eine allgemeine Klugheitslehre), つまり、利益を当て込んだ意図にもっとも役立つ手段をえらぶ格率の理論だと理解するときである²⁸⁾」と。この指摘は正に日常人にとって痛烈な響きをもっている。

カントによれば政治と道德は「永遠の平和のために」一致すべきものであり、その際「理性」の普遍道德は常に政治の実践の前に立ちいつも明るくその道を照らしているものである。²⁹⁾

ところが「実践家 (der Praktiker) は、(かれは道德を単なる理論にすぎないと見なししている), われわれがすなおな希望を (当為と可能の関係を認めながらも), 次のことを理由にして仮借なく打消そうとする。³⁰⁾」すなわち人間の本性からみて「永遠の平和へとみちびくあの目的を実現するのに要求されることを、人間は決してなそうとはしないだろうと予想できるというのである³¹⁾」。たしかに、すべての人間が「自由の原理に従って法的体制のなかで生活しようと望んでも³²⁾」この目的にとっては十分ではない。「すべての人間が一緒にこの状態を望む³³⁾」ということが、「公民的社会の全体が成立つために必要³⁴⁾」であろう。従ってこのことは「社会的意志 (gemeinsame Wille) ³⁵⁾」を成り立たせることである。そのためにはすべての

人間の個々の特殊の意志の相違のうえに、これを結合する原因がさらに加わらなければならない。そこでかの理念を現実化する際に「法的状態の端緒は権力による以外に期待することはできない³⁶⁾」として、のちに述べられるような「公法がこの権力の強制をもとに作られる³⁷⁾」のである。それは「国内法 (das Staatsrecht), 国際法 (Völkerrecht), 世界公民法 (Weltbürgerrecht)³⁸⁾」としてである。

人間のあいだの平和状態を自然状態という戦争の状態から導き出すことについて、カントは「道徳的でない実際の才知の教えが巧みに人をおとしめようとしている議論を見ることによって³⁹⁾」少なくとも次のことが明らかになるとしている。すなわち「人間は私的關係においても、また公的關係においても法概念から逃れることはできず、また敢えて政治の基礎を公然とまつたく実際の才知の操作におき、公法の概念に対してのいかなる服従も拒否するようなこと（これは国際法の概念について特に目立つ）はなしえないということ⁴⁰⁾」である。もちろん、人間は実践においては法概念を避けたり、逃げ口上や言訳を考え出すであろう。このような詭弁をやめさせるためには「彼らが説いているのは法のためではなくて権力のためである⁴¹⁾」ことを、「自分と他の人の目を欺いている幻影を去って、永遠の平和への意図がそこから生ずる最高原理をはっきりと示すこと⁴²⁾」が必要であるとされる。そして永遠の平和の実現を妨げている悪はすべて「政治的道徳家が、道徳的政治家なら正しく最後に置くはずの事柄をまづ最初に手かけることによる⁴³⁾」ということ、しかし政治的道徳家は、「そのような原則を目的の下位に置く（つまり馬を車の後につなぐ）のだから、政治を道徳と一致させようという彼なりの意図は失敗に終ること⁴⁴⁾」が指摘される。

実践哲学を整合的にするためには、「実践理性の課題を扱うのに際して、実践理性の質料的原理、つまり（意志の対象である）目的から始めるべきか、それとも形式的原理、つまり汝の意志の格率が普遍的法則となるべきことを意志しうるように行為せよという原理から始められるべきか⁴⁵⁾」については、「疑いもなく後の原理が先行しなければならない⁴⁶⁾」。とされる。

ところで第一の質料的原理、つまり「政治的道徳家が従う原理は（国内法、国際法、世界公民法の問題を）単なる技術の問題とする⁴⁷⁾」。これに対して第二の原理、つまり「道徳的政治家の従う原

理⁴⁸⁾」については、この原理にとっては「法の問題は道徳の問題であり、永遠の平和を実現させる態度において前者と較べて天地の隔たりがある⁴⁹⁾」ものである。後者の場合には永遠の平和は「単なる物理的な善としてではなく、義務の承認から当然帰結する状態としても求められる⁵⁰⁾」ものなのである。

カントにおいては行為に向う意志の規定としては決して実質的なもの、質料的なものであってはならず、形式的なもの、原理が規定根拠とならなければならない。そうでなければ人間の行為は普遍的な妥当性を持たなくなるのであり、逆に只混乱と矛盾を生み出すからである。

さて以上によってかの「永遠の平和」を期待し得るためには、人間の行為——政治の場面においても——何が先立つべき原理となるべきかが語られた。次にカントにおける『永遠の平和のために』は、法、あるいは政体がいかなるべきものかが言及される。

3. 永遠の平和のための提言

カントは「国家間の永遠の平和のために⁵¹⁾」三つの条項を提示している。

その第一は「各国家の公民的体制は共和的でなければならない (Die bürgerliche Verfassung in jedem Staate soll republikanisch sein.⁵²⁾」とされる。ここで「共和的 (republikanisch)」という意味は次の三つの原理・原則・法則が充たされることであるとされている。その第一は「(人間として) 社会の成員が自由であるという原理⁵³⁾」第二に「(臣民として) すべてのものが唯一の共同の立法に従属するという原則⁵⁴⁾」、第三に「(国民として) すべてのものが平等であるという法則⁵⁵⁾」である。そしてこれら三つをもとにして設立された体制が「共和的体制⁵⁶⁾」と言われる。

さてこの体制だけが永遠の平和へみちびきうる唯一のものかということについては、カントは「共和的体制は、法概念の純粋な源に由来しているという起源の純粋性⁵⁷⁾」の故にその「見込み (展望) (Aussicht)⁵⁸⁾」を持っているとしている。

第二の条項は「国際法は自由な諸国家の連合に基礎をおかねばならない (Das Völkerrecht soll auf einen Föderalismus freier Staaten gegründet sein.)⁵⁹⁾」とされる。

カントにおいて「国家としての民族 (Völker als Staaten)⁶⁰⁾」は、個々人と同様に「自然状態では（つまり外的法則に従属していない状態では）互

に並立していることで傷つけ合っている⁶¹⁾」のであり、したがって各国家は「自分の安全のために、他国に対して、おのおのの権利が保証されるような、公民的体制に似た体制にいつしよに入るよう要求することができるし、また要求すべきなのである⁶²⁾」とされる。そしてこれが「国際連合 (ein Völkerbund)⁶³⁾」と言われる。しかしこれは「諸民族からなる一つの国家」ではない。そこにおける諸民族相互の権利は考慮されねばならないとされる⁶⁴⁾。

第三の条項は「世界公民法は普遍的な好遇についての諸条件に限られるべきである (Das Weltbürgerrecht soll auf Bedingungen der allgemeinen Hospitalität eingeschränkt sein.)⁶⁵⁾」とされる。ここで「好遇 (Hospitalität)」という言葉の意味するところは「外国人が他の国の土地へ到着したということのために、その国から敵意のある取扱いを受けないという、外国人のもつ権利のこと⁶⁶⁾」である。これは「歓待を受ける権利ではなく、訪問の権利⁶⁷⁾」であると言われる。そしてこの「訪問権は、地球の表面を共有する権利にもとづいて交際を申し出ることができるという、すべての人間に与えられている権利である⁶⁷⁾」。なぜなら「もともと、だれも地球のある場所に対してほかの者以上の権利をもっているのではない⁶⁸⁾」からである。

カントが最も強調するこの条項の意味は次の点にある。それは当時 (1795 年) の先進的商業国家が軍隊を送り込んで植民地の原住民を抑圧し、戦争へ駆り立て、その他様々の悪を行ったことに対する憤りである。カントは言う。「われわれの大陸の文明国家、特に商業国家の非友好的な態度をこれに照らし合せてみると、彼らがほかの土地、ほかの民族を訪問する際に示している不正は恐怖をおぼえさすほどである (彼らにとっては訪問はその土地の征服と同じことを意味する)。アメリカ、黒人地方、香料諸島、喜望峯などは、発見されたとき、彼らにとっては誰にも属さない土地であった。その住民などものの数とも思わなかったからである。東インド (ヒンドウスタン) では、彼らはただ商業植民地を作るだけといいつくろって外国の軍隊を送り込んだ。だが事実はそれによって原住民を抑圧し、その他の国々を煽動して相互の広範囲におよぶ戦争へ駆り立て、また飢え、騒乱、不実、その他、人類を苦しめる災厄を嘆く声が数え上げるあらゆるものを結果としてもたらしたのである。

だから支那と日本とがそういう来訪者に試みに接したあとで、次のような対策をとったのは賢明な処置であった。すなわち、支那は海岸への来航は許したが入国は許さず、日本は来航さえもただ一つのヨーロッパ国民、つまりオランダにだけ許し、しかもこのオランダ人さえ囚人のように原住民との交際から閉め出したのである。このような状態でもつとも悪いこと (道徳的裁判官の立場から見れば、もっとも良いこと) は彼らがこういう暴力行為から決して喜ばしい結果を受けていないということ、これらの商業組織がすべて崩壊に近づいていること、もっとも残酷で巧みに作られた奴隷制度の中心地である砂糖諸島がなんの実益ももたらさず、ただ間接的に、しかもあまりはめられぬ目的のために、つまり艦隊員の養成のために、従ってヨーロッパで再び戦争を行うために役立っているだけだということである。しかも、このようなことを行っているのは、敬虔について大騒ぎをし、不正を水のように飲みながら正統信仰で選ばれたものとみなされたいと思っているような諸国なのである。⁶⁹⁾

さてこのような意味で提示された「世界公民法」という理念は「法についての空想的な常軌を逸した考え方なのではなく、公的な人類法一般のために、そしてつまりは永遠の平和のために国内法および国際法を補う書かれざる法典として必然的なものである⁷⁰⁾」と言われる。

上の長い引用文には最早註釈は要らないであろう。正にここにカントの哲学者・思想家としての姿が如実に出ていえると言えよう。その人間、人類に対する深い愛情に裏打ちされた論説は今日のわれわれにも切実な課題として迫ってくるものがある。

註

- 1) Kritik der Urteilskraft, S. 389 (Akademie 版による)
- 2) 同書, S. 388
- 3) a. a. O.
- 4) a. a. O. f.
- 5) a. a. O.
- 6) 同書, S. 389
- 7) a. a. O. f.
- 8) a. a. O.
- 9) Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht, S. 14 (Philosophische Bib-

- liothek 版 47¹による。) 39) 同書, S. 375
- 10) 同書, S. 11 40) 同書, S. 376
- 11) 同書, S. 6 41) a. a. O.
- 12) a. a. O. 42) a. a. O.
- 13) a. a. O. 43) a. a. O.
- 14) 同書, S. 10 44) a. a. O.
- 15) a. a. O. 45) 同書, S. 377
- 16) Zum ewigen Frieden, S. 348 (Akademie 版, 第 46) a. a. O.
- 8 巻による。以下同じ。) 47) a. a. O.
- 17) Roger Hancock, "Kant on War and Peace". 48) a. a. O.
- Akten des 4. Internationalen Kant-Kongresses, 49) a. a. O.
- Mainz, 6-10 April 1974, Teil 11. 2, S. 669 を参照 50) a. a. O.
- されたい。 51) 同書, S. 348
- 18) über Pädagogik, (1803) B. 193 52) 同書, S. 349
- 19) a. a. O. 54) a. a. O.
- 20) a. a. O. 55) 同書, S. 350
- 21) a. a. O. 56) a. a. O.
- 22) 同書, B. 198 57) 同書, S. 351
- 23) Zum ewigen Frieden S. 349 58) a. a. O. 尚この箇所では共和制と「民主制
- 24) 同書, S. 370 (demokratische Verfassung)」との相違を論じ
- 25) a. a. O. ている。
- 26) a. a. O. 59) 同書, S. 354
- 27) a. a. O. 60) a. a. O.
- 28) a. a. O. 61) a. a. O.
- 29) a. a. O. 62) a. a. O.
- 30) 同書, S. 371 63) a. a. O.
- 31) a. a. O. 64) a. a. O.
- 32) a. a. O. 65) 同書, S. 357
- 33) a. a. O. 66) 同書, S. 358
- 34) a. a. O. 67) a. a. O.
- 35) a. a. O. 68) a. a. O.
- 36) a. a. O. 69) a. a. O. f.
- 37) a. a. O. 70) 同書, S. 360
- 38) a. a. O.

(昭和 52 年 11 月 30 日受理)

